

## 1. 労働基準監督署による逮捕(書類送検)事例

労働基準監督署は、労働基準行政の第一線機関として、労働関係の法律に基づいて、労働条件の確保・改善・指導や、安全衛生について、そして労災給付などの業務を行っています。法律で、労働基準監督官には、労働法規に関して、特別司法警察官の職務、つまり、警察と同じように逮捕でき、悪質な事例については、書類送検を行っております。内容は労働局のHPに詳しく載っています。今回は、東京都内の送検事例について直近6ヶ月をまとめてみました。細かい内容は、紙面の都合上割愛しますが、やはり賃金に関するトラブルと、建設業における安全衛生に関するものが目立ちます。また今回は、直近6ヶ月の集計ですが、過去2年間にさかのぼってみても、ほぼ同じような内容の結果となっており、その件数も、東京都内だけでほぼ毎月数件行われています。

### 労働基準監督署の東京都内の送検事例 (直近6ヶ月)

3月	時間外労働:1件、賃金不払い:1件、安全衛生:3件(うち、労災隠し:1件)
2月	賃金不払い:1件、安全衛生:3件、他:1件
1月	なし
12月	賃金不払い:1件、安全衛生:3件(うち、労災隠し:1件)
11月	賃金不払い:1件
10月	安全衛生2件(うち、労災隠し:1件)、長時間労働:1件

労働基準監督署は、この他にも、抜き打ちで調査(臨検と言います)を行い、法律に違反している場合は、是正勧告が入りますが、この対応を怠った場合も、最悪の場合は書類送検につながることも考えられます。職場環境、労働環境は、適正な対応をしていくように注意したいものです。ご不明な点などはお気軽にお問い合わせください。

## 2. 在職老齢年金についての変更

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金の被保険者としてお勤めになっている場合、年金額と総報酬月額相当額(標準報酬月額に賞与部分をプラス)の額に応じて老齢厚生年金の一部が停止される制度(「在職老齢年金制度」)が現在ありますが、平成22年度のこの制度の運用に関して改定がありました。

改定が行われたのは、年金額の支給停止額を定める際の基準額で、現在、「28万円」と「48万円」の2つの基準額が設定されておりますが、このうち「48万円」の基準額が「47万円」に変更となりました。在職老齢年金の支給停止額は現在表のようになっておりますが、今回、これにかかわる改定となるため、在職老齢年金を受給されている方は、4月分の年金額から変更が生じる可能性があります。

厚生労働省の発表によると、今回改定が行われた背景として、「48万円」とされていた基準額は、現役男子被保険者の平均標準報酬月額を基に設定される金額であり、平成21年の名目賃金の下落が大きかったことを受け「47万円」に改定が行われることとなったようです。ちなみに、もう一方の「28万円」の基準額の方は設定が異なる(標準的な年金給付水準を基に設定)ため同時の変更とはならず、本年度は変更なしということでした。

### 在職老齢年金の支給停止額の計算方法

60歳台前半:総報酬月額相当額と年金額(加給年金額を除く)÷12の額(「基本月額」)の合計額が28万円を超えるとき

基本月額 28万円、総報酬月額相当額 48万円	$\{(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) \times 1/2\} \times 12$
基本月額 > 28万円、総報酬月額相当額 48万円	$(総報酬月額相当額 \times 1/2) \times 12$
基本月額 28万円、総報酬月額相当額 > 48万円	$\{(48万円 + 基本月額 - 28万円) \times 1/2 + (総報酬月額相当額 - 48万円)\} \times 12$
基本月額 > 28万円、総報酬月額相当額 > 48万円	$\{(48万円 \times 1/2) + (総報酬月額相当額 - 48万円)\} \times 12$

60歳台後半:総報酬月額相当額と基本月額の合計額が48万円を超えるとき。

$(基本月額 + 総報酬月額相当額 - 48万円) \times 1/2 \times 12$

上記の「48万円」が「47万円」に改定。

### 編集後記

先日、書籍プロジェクトの打ち上げがありました。5月下旬に出版予定の書籍の制作(日本法令)に携わること、約半年。書籍の執筆は初めてでしたが、担当部分も無事仕上げる事が出来ました。数名の先輩方との共著で、たくさん教わることもあり、貴重な経験になりました。この経験を今後の業務にも生かしていきたいと思っております!発行日が確定しましたら、またご案内させていただきます。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子(登録NO.13050514)  
三鷹市下連雀3-33-7-701  
TEL:0422-24-8625  
FAX:0422-24-8605  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com